

都政第 312 号
令和 7 (2025) 年 1 月 31 日

関係各課長
環境森林部各出先機関の長
農政部各出先機関の長
国土整備部各出先機関の長

様

国土整備部都市政策課長

盛土規制法の運用開始に向けた住民等への周知用リーフレットの配架について
(依頼)

本県における盛土等の安全の推進について、日頃から御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年 7 月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」が令和 5 年 5 月 26 日に施行されました。

本県では、令和 7 年 4 月 1 日に盛土規制法に基づく規制区域を指定し、法の運用を開始できるよう、準備を進めているところです。

今般、盛土規制法の運用開始に向けて、規制内容や許可申請手続き等の概要をとりまとめたリーフレットを作成しましたので送付します。

つきましては、リーフレットを窓口等へ配架するなど、盛土規制法の周知に御協力くださいますようお願いします。

都市政策課盛土安全推進班 石原・服部

TEL: 028-623-2801

FAX: 028-623-2595

Mail: moridoanzen@pref.tochigi.lg.jp